

手続名
特別療養証明書の再交付手続

担当課・係（連絡先）

保険年金課（049-251-2711 内線314）

手続説明
<ul style="list-style-type: none"> ・概要 富士見市国民健康保険に加入されているかたが、特別療養証明書を破り、汚し、又は失った場合に再交付を申請するお手続きです。 ・要件 特別療養証明書を破り、汚し、又は失った方 ・提出期限 事由発生後直ちに

必要書類
<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバー確認書類と本人確認書類 ⇒以下URLから「マイナンバー確認書類と本人確認書類について」をご覧ください。 https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi_tetsuzuki/mynumber/mynumber_seido/mainanba201410.html ・特別療養証明書

手続詳細URL	
https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi_tetsuzuki/03hoken/kokuken/shika_ku_kyufu/2016-0210-0925-16.html	
出張所での取扱い	木曜延長・休日開庁の取扱い
なし	あり